

件名	災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
主管課	消防防災安全課危機管理室
根拠法令等	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年6月18日公布、平成16年9月17日施行) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年9月15日公布、平成16年9月17日施行)

【改正の概要】

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、「武力攻撃災害等派遣手当」を支給できるようにするもの

<改正内容>

「災害派遣手当」 「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)」

- 支給対象 国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員
- 支給額(災害派遣手当と同額)

施設の利用区分 派遣を受けた都道府県又は 市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれ に準ずる施設(1日につき)	その他の施設(1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日をこえ60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日をこえる期間	3,970円	5,140円

- 支給方法(災害派遣手当と同様)  
職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給料支給の例による。

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

国民の保護のための措置

住民に対する避難の指示、救援の実施、武力攻撃災害の防除及び軽減、武力攻撃災害の復旧に関する措置等

派遣職員の身分、給与等

- 派遣職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有する。
- 派遣職員の給料、手当(退職手当を除く。)及び旅費(交通費)は、派遣を受けた普通地方公共団体の負担

地方自治法の一部改正

〔給料、旅費及び諸手当〕

第204条第2項

普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業改良普及手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。